

はじめに

平成 25 年 11 月、高知市本町 4 丁目に生活困窮者自立支援事業モデル事業として、「高知市生活支援相談センター」を開設して、約 2 年が経過しました。

平成 24 年 4 月、国において、社会保障審議会に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置され議論が進められ、その取りまとめを踏まえ、平成 25 年 12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。本市では、平成 23 年度から、生活保護や生活困窮の子どもたちなどへの学習支援を行う高知チャレンジ塾を実施し、貧困の連鎖の防止に向けた取組を進めていましたが、法の施行に先駆けて、国が平成 25 年度からモデル事業を実施したことから、積極的にこの事業に参加し取り組んできたところです。

事業実施にあたっては、福祉事務所を所管する高知市と地域福祉の推進や様々な生活課題への支援を行っている高知市社会福祉協議会の連携が不可欠と考え、関係者による運営方式とし、就労支援も視野に入れ、「高知公共職業安定所」と「こうち若者サポートステーション」にも参加いただき、4 者で運営協議会を立ち上げ、センターを運営することといたしました。

本市においても、リーマンショック以降、生活保護率は急増し、平成 24 年度には 38% を超え、現在、やや減少傾向にあるとは言え、引き続き高い水準で推移しています。平成 26 年度には、当センターに 752 件の相談が寄せられています。センターでは、「断らない」、「あきらめない」、「なげださない」を 3 原則に据え、これまで、どこにも相談に行けなかった方が、気軽に相談できる場所として、潜在的で多様なニーズに応えているところです。

一方、運営面では、円滑な支援実施のため、ケースの検討や助言をいただく、司法や医療などの専門家 9 名による支援検討部会も設置しました。また、地域で支える仕組みづくりも重要と考え、日頃から顔の見える関係や情報共有を図るため、関係機関や NPO など民間の支援団体も含めた 13 団体と市と市社協で、「こうちセーフティネット連絡会」を立ち上げ、定期的に会を開催し、これまでにない連携や支援の取組も広がっています。

本年 4 月から法が本格施行となり、全国の福祉事務所設置自治体による新たな取組が始まっています。生活困窮者自立支援の取組は、個人個人への支援のみならず、地域社会の基盤強化を図るとともに、少子高齢化の急速な進展の中で、新たな地域の支えあいやつながりを広げる重要な取組です。

これまでの取組を総括し、本市の現状や課題を明らかにし、今後の活動に活かしていくために報告書を取りまとめました。関係機関、関係団体、支援団体のみなさんに積極的にご活用いただき、さらに生活困窮者自立支援の取組が、大きく広がることを願っています。

平成 27 年 12 月

高知市生活困窮者自立促進支援事業運営協議会

代表 村岡 晃